

平成二十一年七月十七日受領
答弁第六六一号

内閣衆質一七一第六六一号

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出住居手当を受給している外務省在外職員の住居の実情等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出住居手当を受給している外務省在外職員の住居の実情等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

各館員が住居を選定し、住居手当認定の申請を行い、認定を受ける過程で、在外公館において、適切に指導を行っており、認定に至らない事例についてまで記録に残すことは行っていないため、お答えすることは困難である。

三について

自宅に客を招き会食する等の外交活動については、在外職員の日常の職務と密接に関連しており、外務省としては、改めて報告を課すようなことは考えていない。